

ノースヴィレッジ木製吊橋点検業務仕様書

1 業務の目的

本業務は、おかやまファーマーズマーケット ノースヴィレッジ内の木製吊橋の安全性を確保するため、点検により木橋の損傷状況を把握し健全性を判定することで、今後対象橋梁を継続して維持管理してゆくのかを判断するための基礎資料を得ることを目的とする。

2 用語の定義

この仕様書において使用する用語は、岡山県土木設計業務共通仕様書による定義を準用するほか、次に掲げる用語は、以下の定義による。

- (1) 担当職員とは、本町職員を指す。
- (2) 主任技術者とは、業務の的確な履行を確保するため、業務の技術上の管理を行うほか、履行に関する一切の事項を処理する者をいう。

3 仕様書等

本業務の仕様は本仕様書のほか、岡山県土木設計業務共通仕様書、その他業務に必要な関係仕様書及び指針等による。なお、上記仕様書に定めのない事項が発生した場合は、担当職員と協議のうえ決定するものとする。

4 履行期間

令和8年3月25日までとする。

5 業務対象施設

点検対象橋梁：おかやまファーマーズマーケット ノースヴィレッジ内 木製吊橋
橋梁諸元：木製吊橋、橋長 72m、最大支間長 40m、有効幅員 1.98m

6 業務内容

(1) 作業計画等準備

業務計画書を作成し、当該業務の実施方針、実施方法、取りまとめ方法等を明確にすること。また、設計図面、工事図面、日常点検結果、補修履歴等の資料収集・整理を行うこと。

(2) 近接目視、打診、触診調査

本業務における点検は、基本として全ての部材について近接目視（部材の変状等の状態を把握し評価が行える距離まで接近して目視を行うもの）により評価するものとする。また、木材は内部の劣化が進行する場合があるので、近接目視において変状が疑われる個所については、打診や触診を併用してその可能性を把握するとともに、必要に応じて千通し等を用いて貫入状況による内部の状況を調査し、腐朽の状況を確認すること。

なお、床版等の腐朽が著しく近接目視が物理的に困難な場合は、技術者が近接目視によって行う評価と同等の評価が行える方法（UAV、高所カメラ等）により実施すること。橋上での作業の際は、ガイドロープ等を設け、墜落等が発生しないよう安全には十分配慮すること。

(3) 木材伝搬速度測定

上記(2)において、外観上の調査のみでは木材内部の腐朽の進行について判断できない場合があるため、木材中を伝播する超音波、応力波、弾性波等の伝達時間を測定し、距離から伝播速度（木材に腐朽や蟻害があると伝播速度が遅くなる性質を利用して内部の変状の有無を把握するもの）を求めて内部腐朽度合の確認を行うこと。

(4) データ整理・点検調書作成

上記(2)(3)で得たデータを整理のうえ健全性の診断を行い、点検調書を作成すること。健全性の診断は、7 準拠基準に記載の木橋定期点検要領（Version2）に準じ、部材単位および橋全体の健全性を判定すること。点検調書様式は、木橋定期点検要領（Version2）で定めるものを使用すること。

(5) 報告書作成

部材単位の健全性の診断結果に基づき、木橋の効率的な維持管理及び修繕が図られるよう、必要な対策（補修、補強、撤去等）を検討すること。また、今後の維持管理における留意点、長寿命化対策等についても検討すること。

(6) 打合せ協議

業務着手時、中間、成果品納入時の計3回とする。業務遂行の過程で担当職員及び関係機関との打合せや協議を行った際は、打合せ終了後速やかに打合せ簿を作成し、担当職員に提出すること。なお、打合せ簿が必要な打合せは対面による打合せの他、電子メールや電話での打合せ、及び担当職員からの指示事項等も含むものとする。

7 準拠基準

- (1) 道路橋定期点検要領（令和6年3月 国土交通省道路局）
- (2) 木橋定期点検要領（Version2）（令和4年8月 日本林道協会、木橋技術協会）

8 配置技術者

受注者は、契約締結後速やかに着手するとともに、着手前までに工程表、主任技術者、照査技術者の通知を行い、承認を得ること。その際、主任技術者および照査技術者は下記のいずれかの資格を有する者とする。なお、主任技術者と照査技術者の兼任はできないものとする。

- (1) 技術士（総合技術監理部門：鋼構造及びコンクリート）
- (2) 技術士（建設部門：鋼構造及びコンクリート）

また、下記資格を有するものが在籍している場合、技術者として配置すること。資格保有者は主任技術者、照査技術者でも可。

- (3) 木橋・総合診断士又は木橋診断士

9 着手時提出資料

- (1) 着手届（主任技術者の指定通知書及び経歴書含む）
- (2) 業務工程表（業務履行計画書）

10 完了時提出書類（提出部数2部）

- (1) 業務報告書（損傷図および検討結果、写真集）
- (2) その他必要な資料
- (3) 上記の電子データ1式

11 その他

- (1) 本業務の実施にあたっては、速やかに業務計画書を提出し担当職員の承諾を得ること。
- (2) 現地作業にあたっては、転倒、落下等に対する安全対策を行い安全管理に努めること。
- (3) 関係法規、規則等諸法令を遵守すること。
- (4) 当該業務に関する著作権等の知的所有権は、全て本町に帰属するものとする。
- (5) 本業務に関して生じる問題点は、本町、受託者の双方が協議し処理すること。
- (6) その他疑義がある場合は、担当職員と協議し、その指示に従うこと。